

事業報告

（ 2018年1月1日から
2018年12月31日まで ）

I. 株式会社の状況に関する重要な事項

事業の経過及びその成果

当社は、2016年10月に設立し、2017年5月より正式にサービスを開始いたしました。以降、スマートフォンアプリの提供、アルトコインの追加、取引所サービスの開始等、サービスの継続的な改善に努めました。

同時に、2017年9月に改正資金決済法に基づく仮想通貨交換業者として金融庁に登録されました。また、2018年4月に一般社団法人日本仮想通貨交換業協会（以下「協会」という。）が設立され、2018年10月に協会が、資金決済に関する法律第87条に規定する仮想通貨交換業に係る認定資金決済事業者協会として金融庁から認定を受け、当社は協会の第一種会員として入会しております。

これらの活動等の結果、当事業年度の営業収益は4,017百万円、営業利益は814百万円、経常利益は711百万円、当期純利益は519百万円となりました。

II. 業務の適正を確保するための体制

[決定内容]

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」及びシステムリスクに関する規程等に定めるものとする。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事務リスクの管理に関する体制については、「事務リスク管理規程」に定めるものとし、システムリスクの管理に関する体制については、システムリスクに関する規程等に定めるものとする。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、「組織・業務分掌規程」及び「決裁基準表」に従い、取締役に業務を分掌させることにより、その職務の執行が効率的に行われることを確保するものとする。
4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、「内部管理態勢の具体的な方針」及び「コンプライアンスに係る基本的な方針等に関する規程」に定めるものとする。
5. 監査役の補助者に関する事項
 - (1) 監査役は、会社に対し、その職務を補助すべき使用人（以下「補助者」という。）を置くことを求めることができる。会社は、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。
 - (2) 会社は、監査役全員の同意がなければ、その補助者の異動又は懲戒をしてはならない。
 - (3) 監査役の指示の実効性を確保するため、監査役の補助者は、他の部署を兼務しないものとする。ただし、監査役全員の同意がある場合は、この限りでない。
6. 監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、次に掲げる場合には、遅滞なく、必要な事項を監査役に報告するものとする。
 - ①取締役が不正の行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるとき。

②法令若しくは定款に違反する事実又は著しく不当な事実があると認めるとき。

③監査役が報告を求めたとき。

(2) 会社は、前項の報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、「稟議規程」及び「決裁基準表」に従い、代表取締役又は取締役会の承認を受けて、会社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還を求めることができる。代表取締役及び取締役会は、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、必要があると認めるときはその職務に関し、弁護士、公認会計士その他の専門家に相談することができる。

[運用状況の概要]

1. 取締役会の開催状況

当事業年度は取締役会を14回開催し、業務運営状況の報告や議案に関する審議を行いました。

2. 規程等の見直し

業務や内部体制の状況に合わせ、決裁基準表等の規程類の改定を行いました。

Ⅲ. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 親会社等との取引に関する事項

当社親会社であるGMOフィナンシャルホールディングス株式会社とは、主に役員の兼任、役務の受入れ及び資金の借入などの取引をおこなっております。

当社は、決裁基準表に関連当事者取引に関する事項を定めており、当決裁基準表に従い取引毎に適正性及び妥当性を取締役会にて判断しております。

Ⅴ. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

以上